

○福島市建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

最終改正 令和7年4月1日

（目的）

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、CCUSの実施にあたり必要な事項を定め、CCUS活用拡大を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の意義は、福島市財務規則（平成15年規則第34号。以下「規則」という。）及び規則第147条第1項に規定する福島市工事請負契約約款（以下「約款」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

（1） CCUS

「CCUS」とは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みをいう。システムの運営主体は、一般財団法人建設業振興基金である。

（2） 下請事業者

「下請事業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人をいう。

（3） 技能者

「技能者」とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいう。

（4） 事業者登録

「事業者登録」とは、CCUSに事業者を登録することをいう。

（5） 技能者登録

「技能者登録」とは、CCUSに技能者を登録することをいう。

（6） 管理者ID（現場管理者）登録

「管理者ID（現場管理者）登録」とは、元請事業者がCCUSに現場管理者を登録することをいう。

（7） カードリーダー

「カードリーダー」とは、CCUSに対応したICカードリーダーをいう。

（8） 現場利用料（カードタッチ費用）

「現場利用料（カードタッチ費用）」とは、CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請事業者が支払いを行う費用をいう。

（対象工事）

第3条 この要領の対象となる工事は、土木工事及び建築関係工事積算基準を適用する工事を対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は、CCUS活用工事の対象としない。

（1） 災害復旧など緊急性を要する場合

（2） 実工期（休日を除く）が30日以下など工期が著しく短い場合

（3） その他の事由により、発注者がCCUSを活用できないと判断する場合

(実施方法)

第4条 発注者は、CCUS活用工事の対象である旨、特記仕様書に明示するものとする。

2 受注者は、活用工事として以下の内容について実施するものとする。

実施項目	実施基準
①事業者登録	元請事業者のみ。下請事業者の登録は求めない。
②技能者登録	1名以上の技能者の登録。
③現場登録	当該現場の登録。
④就業履歴情報登録	当該現場での30日以上就業履行情報の登録。

※既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は条件を満たしているものとする。

(実施状況の確認)

第5条 受注者は、現場完了時に前条に掲げる実施項目について、以下の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	確認(提出)書類の例
①事業者登録	登録完了メール(写し)、就業履歴一覧表
②技能者登録	登録完了メール(写し)、就業履歴一覧表
③現場登録	現場利用料の請求書(写し)
④就業履歴情報登録	カードリーダー等の現場設置状況写真、就業履歴一覧表

(工事成績評定)

第6条 第4条の実施基準の全てを達成した場合の工事成績評定については、福島市請負工事成績評定要綱に基づくものとする。

(システム活用にかかる費用)

第7条 CCUS活用に必要な費用は、第4条の実施基準の全てを達成できた場合に、カードリーダー購入費用(新規購入分)及び現場利用料について、支出実績に基づき現場管理費として積上げ計上し、設計変更を行うものとする。

この際、これらの費用は一般管理費の対象にしないこととする。

(1) カードリーダー購入費用

購入を証する領収書等と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を計上する。費用計上については次のとおりとする。

カードリーダーまたは顔認証型リーダー				カードリーダー以外の機器 (P C、タブレット等)	通信費
O S		上限金額 (円／台)	上限台数 (台／工事)		
購入	Windows	1 万円(税抜)	2 台	計上しない	計上しない
	iOS	3 万円(税抜)			
リース	Windows	計上しない	—		
	iOS				

※施工箇所が点在する工事の場合など、3 台以上必要と認められる場合は、受発注者協議により、その費用を計上できるものとする。

(2) 現場利用料 (カードタッチ費用)

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上する。

また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、C C U S へのシステム登録 (事業者登録、管理者 I D 登録、技能者登録) のための費用は設計変更の対象としない。

(その他)

第 8 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に起工する工事に適用する。